

スマホで便利

オンライン申請



【問い合わせ先】

- ▶ 電子申請システムに関すること
情報システム課 (☎0848-38-9308)
- ▶ 尾道市LINE公式アカウントに関すること
秘書広報課 (☎0848-38-9377)
- ▶ 住民票・戸籍関係証明に関すること
市民課 (☎0848-38-9104)
- ▶ 税関係証明に関すること
収納課 (☎0848-38-9172)

LINEから尾道市電子申請システムにアクセス!

特徴 1 利用者登録・ログイン入力が必要
不要

LINEからアクセスした場合、電子申請システムを利用する際に必要なメールアドレスやパスワードの入力が必要ありません。簡単に電子申請システムにアクセスできます。



特徴 2 申込完了や申請結果はLINEに通知

LINEメッセージで電子申請での申請結果などのお知らせが受け取れます。通常のメール受取であれば必要な、迷惑メール対策の設定変更などが必要ありません。

注意 LINEトーク画面で会話ができる機能ではありません。

ご利用の流れ



▲市公式LINE

1 尾道市LINE公式アカウントを友だち追加



2 トーク画面のメニューで「電子申請」をタップ



3 (初回のみ) 認証画面を確認し、「許可する」をタップ



4 尾道市電子申請システムに移ります(ログイン入力不要)
5 必要な手続きを選択し申請

住民票などの証明書をオンラインで申請

マイナンバーカードを利用して、住民票などの各種証明書が電子申請システムから申請できるようになりました。申請から本人確認、手数料の支払いまでオンライン上で完結し、住民登録している住所地に証明書が郵送されます。

■対応する証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄(抄)本)、除籍全部(個人)事項証明書(除籍謄(抄)本)、戸籍の附票の写し、身分証明書、独身証明書、所得証明書、所得課税(非課税)証明書、納税証明書(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)、完納証明書、軽自動車税納税証明書(継続検査用)

※各証明書に応じた手数料と送料が必要。交付手数料は窓口で申請した場合と同額です。送料については送付方法によって異なりますので、内容確認後にお支払金額をお知らせします。

※オンライン申請ができるのは本人の申請に限られます(団体・法人は不可)。

■必要なもの

- オンライン決済手段
PayPay、クレジットカード(Visa、Master card、JCB、American Express、Diners Club 対応)。
- 署名用電子証明書の搭載されたマイナンバーカード
- マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン
※パソコンからの申請の場合、マイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダーが必要。

ご利用の流れ

- 1 尾道市LINEのメニューか市HP「電子申請」から尾道市電子申請サービスにアクセスし、必要な手続きを選択
- 2 電子申請システムで必要事項を入力
- 3 マイナンバーカードを読み取り、パスワードを入力し本人確認を実施して申請内容を送信
- 4 翌日以降に決済方法などの案内がLINEかメールで届く
- 5 オンライン決済で手数料と送料を支払う
- 6 住所地に証明書が届く

くらしの窓

市からのお知らせ

E76 西瀬戸自動車道(しまなみ海道) 夜間通行制限のお知らせ

路面補修の為、西瀬戸尾道IC 福山方面ランプを夜間閉鎖規制にて工事を実施します。

なお、西瀬戸尾道IC 福山方面ランプ閉鎖期間中は、世羅・東尾道方面へ降りる迂回路をご利用ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

夜間閉鎖箇所のご案内 西瀬戸IC



■西瀬戸尾道IC(上り線)福山方面ランプ閉鎖

規制日時 11月27日(月)~30日(木) 22:00~6:00 ※迂回路有り。

☎ 本四高速しまなみ尾道管理センター (☎0848-44-3700)

HP <https://www.jb-honshi.co.jp/>

10月1日から広島県最低賃金が変わりました

広島県最低賃金は、時間額970円となりました。これは、県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。年齢、性別、雇用形態(常用・臨時・パート・アルバイト等)、支払形態(月給・日給・時給等)を問いません。

広島労働局HP▶



☎ 広島労働局労働基準部賃金室 (☎082-221-9244)
尾道労働基準監督署 (☎0848-22-4158)

「事前登録型本人通知制度」を利用しませんか

この制度は、住民票や戸籍の不正請求の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合、その事実を登録した本人に通知する制度です。

1 事前の登録

通知を希望する人は、事前に登録する

登録受付場所 市民課、各支所

☑ 尾道市の住民基本台帳に記録されている人、戸籍に記載されている人(過去に記録・記載されていた人も含む)

2 第三者による戸籍等の取得

代理人や第三者が登録者の証明をとる

通知する内容

交付年月日、交付した証明書の種別など
※交付請求者の住所・名前などを通知することはできません。

3 登録者への通知

代理人や第三者に住民票や戸籍を交付したことを本人に通知

必要なもの

事前登録申請書、窓口に来る人の本人確認書類(代理人が手続きする場合は委任状などが必要)
※詳しくは、お問い合わせください。

☎ 市民課 (☎0848-38-9150)

くらしの窓

健康・福祉

子育て

スポーツ

芸術・文化

情報アラカルト

相談

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
☎ 日時・期間
☎ 申込方法
☎ 申込先
☎ 場所
☎ 対象
☎ 内容
☎ 電話
☎ 料金
☎ フォーム
☎ 持ち物
☎ 電子メール
☎ ホームページ